

第 1 回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 次第

日時：平成 15 年 8 月 8 日(金) 午後 4 時から

場所：一宮地場産業ファッションデザインセンター 1F 展示ホール

1 開会

2 あいさつ

3 委員及び事務局紹介

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 報告事項

- 報告第 1 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置に至る経緯について
(資料 1)
- 報告第 2 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約について (資料 2)
- 報告第 3 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置に関する協議書(写)について
(資料 3)
- 報告第 4 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約に関する協議書(写)について
(資料 4)
- 報告第 5 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局職員に関する協議書(写)
について (資料 5)
- 報告第 6 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関
する規程について (資料 6)
- 報告第 7 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会規程について
(資料 7)
- 報告第 8 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程について
(資料 8)
- 報告第 9 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会規程について
(資料 9)
- 報告第 10 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局規程について
(資料 10)
- 報告第 11 号 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算事務規程について
(資料 11)
- 報告第 12 号 平成 15 年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事業計画について

(資料 12)

報告第 13 号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会予算の専決処分について

(資料 13)

(2) 協議事項

協議第 1 号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程について

(資料 14)

協議第 2 号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程について

(資料 15)

関連事項 協議会・小委員会における協議の流れ

(参考資料)

協議第 3 号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議の傍聴に関する規程について

(資料 16)

協議第 4 号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程について

(資料 17)

協議第 5 号 事務事業調整に係る基本方針について

(資料 18)

協議第 6 号 合併協定項目(案)及び小委員会への付託について

(資料 19)

関連事項 新市建設計画策定の基本的な考え方(案)

(資料 20)

(3) その他

・ 当面のスケジュール及び次回協議会の開催予定について

(資料 21)

・ 協議会の議事録署名について

6 閉会

第 1 回(H15.1.14)

任意協議会の設立

谷一夫会長

- ・ 編入か新設かは重要な問題。合併の成否にかかわる。

大島晋作副会長

- ・ どういうまちにするか、合併方式など任協で協議すべき。法定協に入ったらすべて決まってしまう印象がある。
- ・ 法定協の設置は 6 月議会としていただきたい。任意協議会でいろいろ議論すれば、法定協での協議もスムーズに行く。

山口昭雄副会長

- ・ 合併によって何を指すかを考えあう場としていく。具体的には、建設計画と新しい自治のあり方を考えていくべき。
- ・ 実質的にも制度的にも中核市をめざしていくべき。
- ・ 基本的な部分を任協の段階で詰めていくことが必要。また、住民の意見形成など任協でできることはやっていくべき。

神戸秀雄委員

- ・ 社会的には合併が必要という機運が高まっている。原点に返って新しいまちづくりを考えていくことが基本。
- ・ 期日は 17 年 3 月に向かって努力するのがよい。
- ・ 法定協ができたからといってすべてが決まるわけではない。

浅田清喜委員

- ・ 経済圏が同一であり、合併を推進できたらと思う。
- ・ 合併期日は 17 年 3 月にしないと意味がない。
- ・ 市議会における法定協設立の議決は 3 月議会では無理。

日比野藤雄委員

- ・ 議会内の一部に反対はあるが、議会の大半、住民のかなりの部分では合併するのが望ましいという状態。住民への説明が十分できる資料を作っていくことが重要。
- ・ 特例法の期限である 17 年 3 月に向かって努力するのがよい。但し、各市町それぞれの事情があり、各市町この目標に向かって努力するという事。
- ・ 法定協立ち上げの時期としては 3 月が望ましい。

豊島半七委員

- ・ 経済圏・基幹産業が似通った 2 市 1 町で合併を進めるべき。経済界としても尾西・木曽川の商工会とも連携して全面的に協力していく。

吉田弘委員

- ・ 経済圏が同一であり、合併を推進できたらと思う。

五藤和吾委員

- ・ 合併ありきで進めるのはどうか。はじめに将来展望を議論して判断したらどうか。

古池庸男参与

- ・ この2市1町は他地域に比べてまとまっている。法定協議会を早く立ち上げて責任ある立場で協議し、住民に説明していくことが必要。

第2回(H15.1.29)

合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする

15年6月議会で法定協議会の設置を提案する

2市1町が対等の精神で協議を進め、合併方式は法定協議会で決定する

谷一夫会長

- ・ 法定協設置議案上程は3月が適当と考えていたが、それぞれの事情を考えれば、6月が妥当。
- ・ 合併方式については各委員誤解があるようだ。新しいまちを創っていく話し合いをするときに新設も編入もない。

大島晋作副会長

- ・ 2市1町だと編入合併という声が強くなるので、市民をまとめるのが非常に難しくなる。2市1町の枠組みで構わないが、対等の精神で話し合いをしていくという文言を入れて欲しい。
- ・ 3首長が揃ってそれぞれの市町に出向き住民に説くことが必要。
- ・ 方式を決めた上で期日を決めるのが順序である。
- ・ 450億の合併特例債の配分、市の規模・職員数をどうするか、まちづくりを進めるに当たり市民憲法的なものの必要性の3点が問題。
- ・ 道路が発達すれば街は活性化する。

山口昭雄副会長

- ・ かなり経費がかかるので、目標期日は財政特例が受けられる17年3月までが適当。
- ・ 新設・編入については、法定協議会で議論すべき。
- ・ 新しい市のイメージをつくるとともに自治の見直しを進める必要がある。「地域振興局」を3地域に置き、地域に密着した施策の権限を持つ。新しい自治の条例も作る必要がある。
- ・ 合併というダイナミックな改革で活性化を図っていかなければならない。

神戸秀雄委員

- ・ 一宮市として編入と言ったことはない。
- ・ 現実の日常生活圏の拡大に対応した住民サービスが可能になると思っている。デメリットはどこにも見当たらない。
- ・ いまや繊維だけを思い描いてはいけない。

浅田清喜委員

- ・ 第1回の後、市議全員協議会を開き、法定協設置議案の上程は6月議会が適当との結論。
- ・ 新設合併でないと市民の理解が得られないのではないか。
- ・ 夢を語るができるような合併にしていく必要がある。そういう状況にはないが、建設計画

等で前向きに議論していくことが重要。

日比野友治委員

- ・ 財政支援を狙っての合併といわれるかもしれないが、特例があればそれを活用できるようにするのがわれわれの努め。
- ・ 新設か編入かは住民にとっても関心のあるところ。

日比野藤雄委員

- ・ 住民の意思を十二分に汲んでいくことが重要で、委員として参加するわれわれ議員の努め。
- ・ 新設合併の方向で検討すべき。

豊島半七委員

- ・ 一宮商工会議所でもアンケートを実施した。住民サービスが手薄にならないか心配する声があった。
- ・ 会場を持ち回りで開催したらどうか。対等の気持ちが生まれてくる。
- ・ 高速道路網を活かした特区を打ち出したらどうか。新しい産業の誘致を進める上でも、長期的な設備投資が重要。

吉田弘委員

- ・ 尾西商工会では会員アンケートで、86%が合併賛成であった。対等合併で進めるべきとの意見。
- ・ 尾西市には区画整理のノウハウがない。合併によって区画整理を進めることができる。
- ・ 繊維にとらわれず、新しい産業の誘致も必要だろう。

五藤和吾委員

- ・ 新市が新しい名称になることにより住民意識が変わってくる。
- ・ 合併によって大きく変わった、良くなったというイメージが一番重要。

古池庸男参与

- ・ 国でも新しい地方自治のあり方については検討している。
- ・ 合併にあたり地域の将来像を考える上で、地域のアイデンティティは核になる。

第3回(H15.2.20)

法定協設立に先行して事務事業調査等を進めるため専門部会を設置する

谷一夫会長

- ・ まちづくりをどうするかは共通認識は必要だが、なぜ合併が必要かは、各市町それぞれ事情がある。それを統一するのは難しい。
- ・ まちづくりはどうあるべきとの議論は、法定協につないでいくという意味でも必要。
- ・ 4月から事務事業のすり合わせ作業を進めるための専門部会を設置したい。

大島晋作副会長

- ・ なぜ、2市1町で合併かという総論部分で共通認識が足りない。このままでは、住民に対して説明ができない。大まかな線だけでも任意協でその点を議論したい。
- ・ 尾西市では検討委員会を作っている。30人ではなかなか話す機会も限られる。各市町でそうした検討の場を作られたらどうか。

山口昭雄副会長

- ・ 提言・実践首長会議に属して、合併を前提とした新しい自治のあり方について提言してきた。
- ・ 大きくなればなるほど周辺部が寂れていく不安がある。経過措置として地域振興局ごとに地域審議会を置くべき。一方で、旧市町の地域性をいつまでも引きずることになる可能性もある。
- ・ 人口、面積が大きくなる、財政特例を受けるために期限に間に合わせるというだけでは意味がない。新しい市が活性化していくことを考える必要がある。

日比野藤雄委員

- ・ 法定協を立ち上げるに当たっては将来像を示した上で議論しないといけない。
- ・ 住民に対しては、総論部分の共通認識を元に説明をしたい。
- ・ 30人で協議するのは難しい。小委員会をつくって問題を詰めるのも一つの方法である。

豊島半七委員

- ・ 法定協では市民の方に委員になっていただく必要がある。市民の方の参画意識が向上することにより合併が進むということもある。
- ・ 法定協の会長は第三者が望ましい。

古池庸男参与

- ・ 将来像の協議は法定協の役割。任意協議会は法定協議会を立ち上げるための準備会である。
- ・ 地域でやり方が異なる。将来像は、法定協で議論したほうがよい。

H15.2.19

県の市町村合併検討モデル地域に指定

第4回(H15.4.7)

法定協の規約等について概ね同意

谷一夫会長

- ・ 基本的な事項はそれとして、何百という事務事業のすりあわせはやっておかないと、合併はできないし、住民も判断のしようがなくなる。
- ・ 公共料金などは一番低いところに合わせれば済むという問題ではなく、きちんと根拠を示し、安定経営ができる料金を設定する必要がある。この点は法定協議会でしっかり議論すべき。
- ・ 小委員会の人数を1名ずつ増やす方向でどうか。各市町から各委員会へ対等で数が出せる。各市町の議員で増やす。

大島晋作副会長

- ・ 基本的なビジョンをつくること、職員数・議員数をどうするかということ、旧市町の人口割りで交付税を配分することの3点を決めてほしい。
- ・ 法定協議会を設置するということは、対外的に合併が決まったという印象を与える。
- ・ 事務のすりあわせについては、この場では、基本的なことだけを決めておけば、後は事務的にめればよい。やはりこの場では総論的な基本的事項を協議すべき。
- ・ 何も決まっていない状態で法定協を設置して、しかし、合併期日は決まっている、これでどん

な合併をするのか、合併のメリットとは、などを市民に説明できるのか。

- ・ すべて一宮中心になってしまうという不安がある。住民には安心を与えないといけない。
- ・ シンポジウムは各市町で開催してもらいたい。

神戸秀雄委員

- ・ 投資額、合併特例債などの配分についての心配はもっともだが、それは建設計画の中身の話である。ここで議論することではない。

浅田清喜委員

- ・ ここでいろいろ議論するのは結構だが、最終的な詰めは法的に位置づけられた法定協できちっと議論し、情報公開していくべき。

日比野友治委員

- ・ 法定協でまず新都市のビジョンを出さないといけない。

古池庸男参与

- ・ 任意協議会に先行して専門部会・分科会をおくことは、法定協議会に置くべきものを先取りして、協議に耐えうる議論を始めるという意味では、意義深いことである。

第 5 回(H15.5.28)

任意協議会の解散について同意

法定協委員の公募について確認

谷一夫会長

- ・ 各市町のまちづくりを足して 3 で割るという作業は好ましくない。大所高所から見ていく必要がある。
- ・ この地域のように狭いエリアだと、合併のデメリットと言われる役場が遠くなる、行政に住民の意向が伝わりにくくなる、といった点は当てはまらない。自治組織的なものもいいが、その点も踏まえて厳密に検証しなければいけない。

丹羽厚詞副会長

- ・ 住民投票をもって合併の是非を決定するとの公約で当選した。合併するか否かの最終決定は 1 月以降になる。
- ・ 急激に変わることに市民は不安を持っている。5 年、10 年経てば一つの市となっていくのは当然だが、経過的・一時的なものとして山口町長の言われる自治組織的なものが多少必要。
- ・ 尾西市の住民投票は、法定協の新市建設計画案、財政計画案、合併方式、新市の名称などが煮詰まった段階で、きちんと住民説明会を開き、十分な説明をした上で実施する予定。
- ・ 役場が遠くなることはまったく問題にならない。福祉施設、病院などは逆に今以上のものが求められるかもしれない。
- ・ 市民感情は大きなパワーを持っている。進め方がまずいと反対派が増えてしまう。

山口昭雄副会長

- ・ 法定協議会に入る前に、新しい自治のあり方、新市の将来イメージを描く必要があると主張してきた。前者は、国の地方制度調査会で「地域自治組織」という形で反映されつつある。法定

協ではこれらの点を重点に協議したい。いずれにしても早い段階で議論をしたい。

- ・ 特に、一宮の連区の区割り変更といったことについても検討していくことが必要。そうしないと、新しい自治意識が芽生えない。
- ・ 総合計画の突合せではなく、創造的な姿勢でまちづくりをイメージしていく必要がある。
- ・ 気持ちの上で役所の存在が遠くなってはいけない。
- ・ 木曽川町は、住民投票は考えていない。アンケート、住民対話を濃く展開して尾西市に引けを取らないようにしたい。独自のものを合併協のアンケートに先立って実施したい。

神戸秀雄委員

- ・ 山口・丹羽両首長の言われる方向で検討すべき。ただ、任協は今回で最後なので、法定協の中で十分議論することが重要。

浅田清喜委員

- ・ 法定協設置は、合併がそこまでできているというイメージがある。今は明確な判断ができる材料がない。住民投票をやるにしても提供できる判断材料についての議論を先にしていくべき。
- ・ 住民投票をやらなくてもいいように、住民に周知徹底をしていくことがわれわれの仕事。

日比野友治委員

- ・ 全体像を早い段階で描いて欲しい。

古池庸男参与

- ・ 法定協学識者委員については、まちづくりをベースに考えるべき。経済構造も含めてまちづくりをどうするかという観点からの選任が必要。
- ・ 地域自治組織的なものは過渡的な措置で、現実的な対応から生まれてきたものと理解している。地域の実情を汲むという意味では一つの方途ではある。
- ・ 尾西市のように市民の方に判断をゆだねるにしても、住民に十分に説明して認識していただいた上でなければいけない。そのためには、地域のやり方によるが、法定協でやれる部分と各市町がやらなければいけない部分が当然出てくる。
- ・ 犬山市長がコミュニティ的なつながりを「結い」と名づけているが、合併で規模を拡大することは「結い」をなくすことではない。大きな「結い」の中で、従来の「結い」を否定するものではない。

H15.6.16～7.1

一宮市、尾西市、木曽川町各議会において、法定協議会設置議案を可決

H15.7.1

3首長による法定協議会設置に関する協議

H15.7.2

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会を設置
県に法定協議会設置を届出(7/3)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約

(設置)

第1条 一宮市、尾西市及び木曽川町(以下「構成市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(担当事務)

第3条 協議会の担当事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 構成市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、一宮市本町2丁目5番6号一宮市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、構成市町の長が協議により、第8条第1項各号に掲げる者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 協議会に副会長2名を置き、構成市町の長が協議により、次条第1項の規定による委員の中から、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

(委員)

第8条 委員には、次に掲げる者(第6条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 構成市町の長
- (2) 構成市町の各議会より選出された議員各 4 名
- (3) 構成市町の長がそれぞれ選出する学識経験を有する者各 6 名
- (4) 構成市町の長が協議して定めた学識経験を有する者 2 名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 12 条 協議会は、担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第 13 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会及び専門部会を置くことができる。

2 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員には、構成市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 15 条 協議会の経費は、構成市町が協議して定めた額の負担金により支弁する。

2 構成市町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付し

なければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 17 条 協議会の出納の監査は、監査委員がこれを行う。

2 監査委員は、構成市町の監査委員の中から各 1 名を会長が選任する。

3 監査委員は、第 1 項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第 20 条 法令及びこの規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付則

1 この規約は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。

2 第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会が設置された年度に係る負担金に対する同項の規定の適用については、同項中「年度開始後」とあるのは、「この規約の施行後」と読み替えるものとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会設置に関する協議書

一宮市、尾西市及び木曽川町（以下「構成市町」という。）は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、構成市町すべての議会の議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会をおくものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、構成市町の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年7月1日

一宮市長 谷 一 夫
(自署)

尾西市長 丹 羽 厚 詞
(自署)

木曽川町長 山 口 昭 雄
(自署)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約に関する協議書

一宮市、尾西市及び木曽川町（以下「構成市町」という。）は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第8条1項4号に規定する内容については、次のとおりとする。

（会長）

第1条 規約第6条第1項に規定する協議会の会長は、一宮市長 谷一夫とする。

（副会長）

第2条 規約第7条に規定する協議会の副会長は、尾西市長 丹羽厚詞及び木曽川町長 山口昭雄とする。

（委員）

第3条 規約第8条第1項第4号に規定する学識経験を有する者については、日本政策投資銀行東海支店 企画調査課長 神藤浩明及び愛知県尾張事務所長 古池庸男とする。

（内容の変更）

第4条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第5条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、構成市町の長が協議して定めるものとする。

（協議の発効）

第6条 この協議は、平成15年7月2日から発効する。

（協議の失効）

第7条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するために、本書3通を作成し、構成市町の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年7月1日

一宮市長 谷 一 夫
(自署)

尾西市長 丹 羽 厚 詞
(自署)

木曾川町長 山 口 昭 雄
(自署)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の事務局職員に関する協議書

一宮市、尾西市及び木曽川町（以下「構成市町」という。）は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項に規定する内容については、次のとおりとする。

（事務局職員）

第1条 規約第14条第2項に規定する事務局の事務に従事する職員については、次のとおりとする。

所属市町	一宮市		尾西市		木曽川町	
職・氏名	事務局長 (兼任)	森 輝義	事務局次 長(兼任)	近藤重幸	事務局次 長(兼任)	木村武博
	事務局課 長	伊神正文	調整第1 班班長	鵜飼隆彰	調整第2 班班長	前里秀成
	事務局課 長補佐	坂田一亮	調整第2 班	榎戸孝次	総務班	石黒 忠
	総務班班 長	大宮恒紀				
	調整第1 班	村上 明				

（協議の発効）

第2条 この協議は、平成15年7月2日から発効する。

（協議の失効）

第3条 この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するために、本書3通を作成し、構成市町の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年7月1日

一宮市長 谷 一 夫
(自署)

尾西市市長 丹 羽 厚 詞
(自署)

木曾川町長 山 口 昭 雄
(自署)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員等の報酬の額は、日額7,200円とする。ただし、一宮市、尾西市、木曽川町その他の地方公共団体の長その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員等が協議会の職務を行うために一宮市、尾西市及び木曽川町以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(旅費の支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか、協議会の委員等に支給する旅費の支給方法については、会長の属する市町の例による。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

別表(第3条関係)

鉄道賃	船 賃	航空賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実 費	実 費	実 費	2,500 円	14,500 円	2,900 円

備考 特別車両料金は、支給しない。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、会長の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置き、それぞれ幹事の互選により定める。

(幹事)

第4条 幹事には、次の者をもって充てる。

- (1) 一宮市助役、尾西市助役及び木曽川町助役
- (2) 一宮市企画部長、尾西市人事企画室長及び木曽川町総務部長
- (3) 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会設置規程第4条第1項第1号の規定により定める協議会の専門部会の部会長

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指定した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて、協議会の構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項に関し、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じ、分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第14条第1項に定める協議会事務局及び部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会の名称及び委員

部 会 名	一宮市	尾西市	木曽川町
総務文教部会	企画部長 総務部長 消防長 議会事務局長 教育文化部長	人事企画室長 総務部長 消防長 議会事務局長 教育部長	総務部長 消防長 議会事務局長 教育次長
厚生部会	市民福祉部長 市民病院事務局長	市民福祉部長 市民病院事務局長	民生部長 病院事務局長
経済環境部会	経済部長 環境部長	産業環境部長	建設部長 民生部長
建設部会	建設部長 水道事業等管理者	建設部長	建設部長 水道部長

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会専門部会部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条各号に掲げる事項に関し専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、その委員は、構成市町の担当分野の課長相当職及び課長補佐相当職又は係長相当職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

- (1) 分科会長 1名
- (2) 副分科会長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議又は調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、規約第14条第1項に定める協議会事務局及び分科会長の属する市町の担当部門において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会	分科会名			
総務文教部会	総務・選挙	財政	管財	電算
	税務	会計	監査	企画
	人事	議会	学校教育	社会教育
	体育教育	消防		
厚生部会	住民・国保・年金	福祉	介護	健康
	病院			
経済環境部会	農林水産	商工観光	収益事業	環境
建設部会	建設	水道	下水道	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整第1班及び調整第2班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、事務局課長、事務局課長補佐、班長及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長があらかじめ指定する事務局次長がその職務を代理する。

3 事務局課長は、上司の命を受け、所掌事務を総括する。

4 事務局課長補佐及び班長並びにその他職員は、上司の命令を受け、所掌事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要領等の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると判断する事項に関すること。

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 協議会の広報及び公聴に関すること。
- (3) 事務事業調整のとりまとめに関すること。
- (4) 50万円以上の物品の購入及びその他契約の締結に関すること。
- (5) 10万円以上の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (6) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。

2 事務局課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 50万円未満の物品の購入及びその他契約の締結に関すること。
- (2) 10万円未満の予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び前項の副会長がともに不在のときは、同項の副会長でない副会長がその事務を代決する。
- 3 会長及び前2項の副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 4 事務局長が不在のときは、事務局課長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 協議会の文書及び協議会の保有する情報の公開に関する取扱いについては、会長の属する市町の例により処理するものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの構成市町の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休憩時間については、会長の属する市町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する構成市町が負担する。

2 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費については、会長の属する市町の例により、事務局の予算において支給するものとする。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事務局事務分掌
総務班

- (1) 庶務及び会計に関すること。
- (2) 合併の諸手続に関すること。
- (3) 協議会の会議に関すること。
- (4) 合併に関する資料の編さん、調製等に関すること。
- (5) 国及び愛知県との連絡調整に関すること。
- (6) 協議会予算に関すること。
- (7) その他他の班に属さないこと。

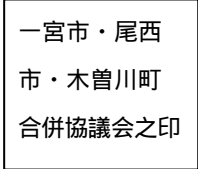
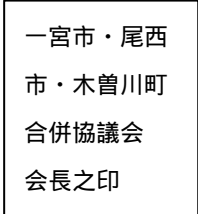
調整第 1 班

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 構成市町及び新市の予算に関すること。
- (4) 総務文教分野に係る事務事業調整及びそれに伴う構成市町間の調整に関すること。

調整第 2 班

調整第 1 班が担当する分野以外の分野に係る事務事業調整及びそれに伴う構成市町間の調整に関すること。

別表第 2 (第 10 条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法 (mm)	書 体	管 守 者	用 途	個 数
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の印		方 2 1	てん書	事務局長	協議会名で発する一般文書用	1
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会長の印		方 2 1	てん書	事務局長	協議会会長名で発する一般文書用	1

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約第16条の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、構成市町の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮り、その承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得た場合について準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

3 会長は、出納に係るその権限の一部を協議会出納員に委任することができる。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の

監査に付した後、協議会の会議の認定を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を得たときは、該当決算の写しを構成市町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を適正に行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算事務及び契約に関し必要な事項は、会長が別に定めるものを除き会長の属する市町の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成15年7月2日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、会長は、協議会が設置された日の属する年度に係る歳入歳出予算を専決により定めることができる。この場合においては、協議会設置後最初に開催される協議会の会議に報告し、その承認を得なければならない。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利息	1 預金利息

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事業計画

項 目	内 容
会議の開催	・協議会は月1回程度開催する。小委員会、幹事会、専門部会、分科会は随時開催する。
事務事業現況調査の実施	・事務事業を洗い出し、一元化していくための現況調査・分析・調整を行う。
合併協定項目の協議、調整	・事務事業現況調査等に基づき、合併協定項目について協議、調整を行う。
住民アンケートの実施	・新市建設計画作成のため、今後のまちづくりに関する住民アンケートの実施とその集計分析を行う。
新市建設計画の策定	・新市の一体的かつ総合的なまちづくり計画である「新市建設計画」を策定する。 住民アンケートの結果等を踏まえて、各行政別分野の課題とそれに対応する施策や主要事業、財政計画、公共的施設の利用、さらにこれらを総括する合併後のまちづくりについてコンサルタントを活用し作成する。
合併シンポジウムの開催	・合併シンポジウムを開催し、合併に関する意識啓発を図る。
電算システム統合調査の実施	・システムの選定等について、財政面、運用面などさまざまな側面から評価・分析を行い、統合システム導入のための現況基礎調査及び判断の基準となるものを調査する。
先進事例の調査、研究	・合併協議の参考とするため、先進地から講師を招き、研修会を行うとともに、先進地への視察調査を行う。
住民説明会の開催	・住民説明会を開催し、合併に関する意識啓発を行うとともに、意見を聴取する。
合併協議会だよりの発行	・協議の内容や進捗状況、市町村合併に関する資料等を掲載した協議会だよりを隔月で発行（全戸配布）し、住民に対する情報提供を行う。
ホームページの開設	・協議会の概要、会議の結果等を配信し、情報提供を行う。
その他必要な事項	

報告第13号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算事務規程付則第2項の規定に基づき、協議会に報告し承認を求める。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

平成15年度一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会予算

(平成15年7月2日専決)

平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会予算

平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,438千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別表のとおりとする。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款内の項相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成15年7月2日専決

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
会長 谷 一 夫

別表（第1条関係）

平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出予算

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	目	節		説 明
			区 分	予 算 額	
1	負担金			42,437	
	1	負担金		42,437	
		1	負担金	42,437	
			1	負担金	42,437
					構成市町負担金（均等割30%、人口割70%）
					一宮市 26,660
					尾西市 8,990
					木曾川町 6,787
2	諸収入			1	
	1	預金利息		1	
		1	預金利息	1	
			1	預金利息	1
					普通預金利息
	合		計	42,438	

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	節		説 明
			区 分	予 算 額	
1	運営費			16,890	
	1	会議費		6,582	
		1	会議費	6,582	
			1	報酬	3,695 委員報酬
			8	報償費	20 研修講師謝礼
			9	旅費	124 費用弁償
			11	需用費	263 食糧費
			13	委託料	2,205 議事録作成委託料
			14	使用料及び賃借料	275 会場使用料
	2	事務費		10,308	
		1	事務費	10,308	
			3	職員手当等	5,604 時間外勤務手当
			7	賃金	711 臨時事務賃金
			9	旅費	402 普通旅費 127 特別旅費 275
			11	需用費	541 消耗品費 204 食糧費 72 印刷製本費 265
			12	役務費	480 通信運搬費 150 振込手数料 150 インターネット接続料 180
			14	使用料及び賃借料	832 電子複写機使用料 464 庁舎使用料 368
			18	備品購入費	1,738 庁用備品購入費 1,708 図書購入費 30
2	事業費			25,248	
	1	事業費		25,248	
		1	事業費	25,248	
			8	報償費	1,317 シンポジウム謝礼
			11	需用費	10,022 消耗品費 579 食糧費 714 印刷製本費(協議会だより等) 8,729
			13	委託料	13,789 ホームページ作成委託料 2,100 シンポジウム講演録作成委託料 189 住民意識調査委託料 3,500 新市建設計画策定支援業務委託料 8,000
			14	使用料及び賃借料	120 会場使用料
3	予備費			300	
	1	予備費		300	
		1	予備費	300	
	合	計		42,438	

歳出予算の款内の項相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

協議第1号

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程について

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会及び閉会）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後でなければ発言することはできない。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

（会議録）

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

（規律）

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を

得なければならない。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 5 年 8 月 8 日から施行する。

協議第2号

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程について

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会（以下「協議会」という。）の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

（組織及び名称）

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長（以下「会長」という。）
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は小委員会委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができ

ない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 小委員会は、必要に応じて他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて構成市町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第8条 前2条に定めるもののほか、会議の運営については、協議会の会議の例による。

(報告等)

第9条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過又は結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、規約第14条に定める協議会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成15年8月8日から施行する。

別表(第3条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14名以内
総務文教小委員会	9名以内
厚生小委員会	9名以内
経済環境小委員会	9名以内
建設小委員会	9名以内

協議会・小委員会における協議の流れ

- (原則) 協議会全体の協議事項を (1) 協議事項 の3つに区分のうえ協議する。
 (2) 提案事項
 (3) 報告事項

(協議事項) 会議に提案し、趣旨等の説明を行ったうえ当該会議にて決定する。ただし継続審議となる場合はこの限りではない。

(提案事項) 会議に提案し、趣旨等の説明を行ったうえ次回会議にて決定する。ただし次回会議にて継続審議となる場合は次回会議以降で決定する。

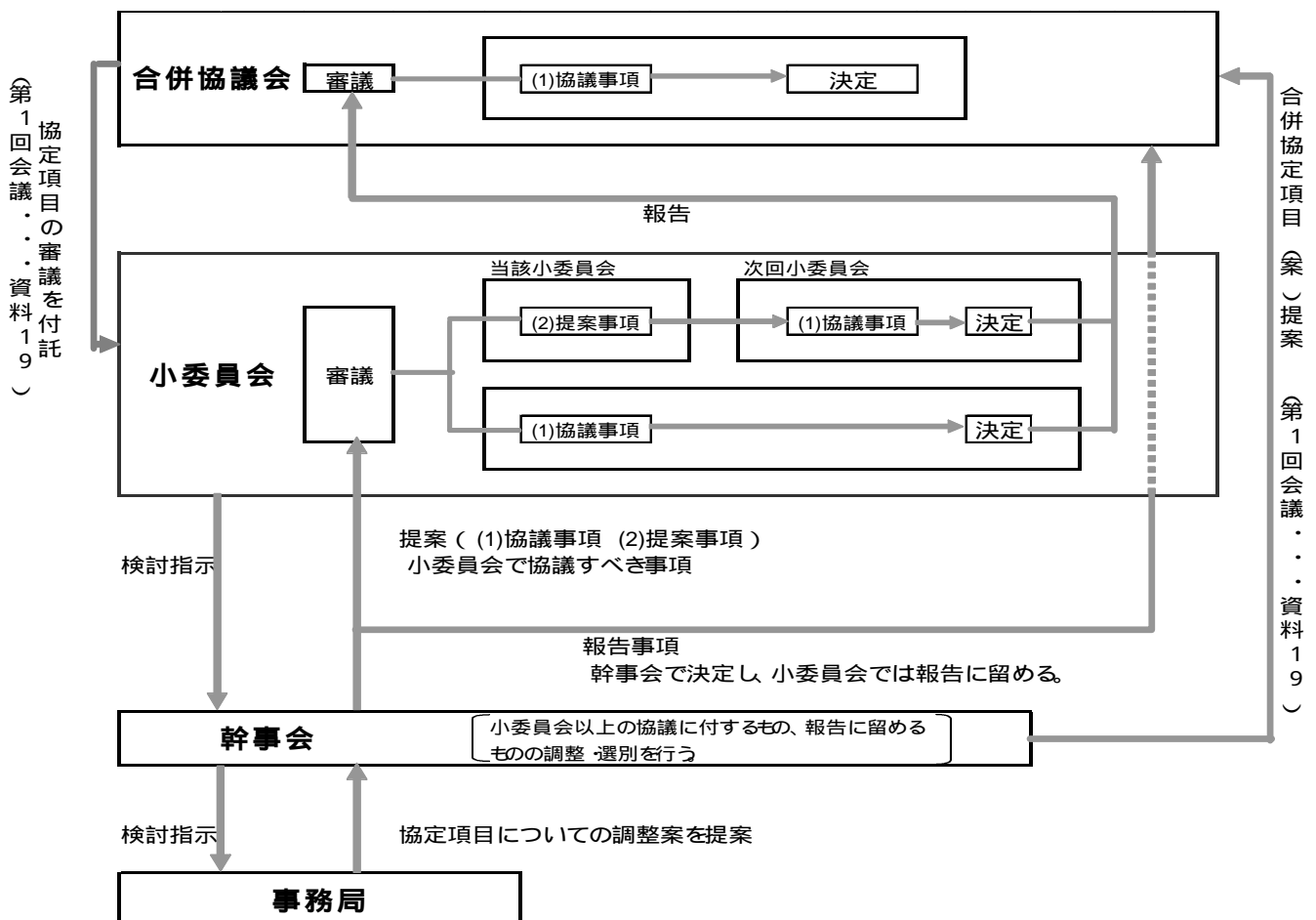
(報告事項) 会議への報告に留めるもの、決定は行わない。

合併協議会 合併協議会での議案は、小委員会での協議、決定を経ていることから、当該会議で提案決定をする「(1)協議事項」として付議することを原則とする。

小委員会 小委員会に付議する議案は「(2)提案事項」として付議し、次回の会議以降で決定することを原則とする。ただし軽易な事項については、「(1)協議事項」として当該会議で提案・決定することとする。

幹事会 協議会、小委員会へ提案する議案について協議するとともに、(1)～(3)の選別を行う。

(協議の流れのイメージ)



協議第3号

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議の傍聴に関する規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会会議の傍聴に関する規程を別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議の傍聴に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付簿（別記様式）に自署しなければならない。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。

（報道関係者の傍聴）

第4条 報道関係者で会長が適当であると認めたものは、前2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。

（傍聴の禁止）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりその他氣勢を示すおそれのある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者（会長の許可を受けた者を除く。）
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、無線機、その他これらに類するものを使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 5 年 8 月 8 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議傍聴受付簿

平成 年 月 日

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

協議第4号

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の
公務災害補償等に関する規程について

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程を別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員等の公務災害補償等に関する規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約第20条の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の公務災害補償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 協議会委員等が、協議会の活動中又は会議等への出席のための移動中に生じた災害に対する補償等については、当該協議会委員等を選任した市町の属する議会の議員その他非常勤の職員の例による。ただし、一宮市、尾西市及び木曾川町の長、助役その他の常勤職員については、それぞれの身分に基づき、それぞれの市町が公務災害補償等を行うものとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の公務災害補償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成15年8月8日から施行する。
- 2 この規程の規定は、平成15年7月2日以後に発生した災害について適用する。

協議第5号

事務事業調整に係る基本方針について

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議の事務事業に係る基本方針を別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
会長 谷 一 夫

事務事業調整に係る基本方針(案)

2市1町において事務事業の調整を進めるにあたっては、サービス・負担の公平の原則に立つとともに、できる限り2市1町の地域特性・文化を重んじ、住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮するものとする。

なお、各市町で行っていた既存の事務事業を見直す好機でもあり、新市の円滑な行財政運営が図られるよう、事務事業の整理、合理化を積極的に進めるものとする。

- 1 一体性確保の原則
新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- 2 住民福祉向上の原則
住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 3 負担公平の原則
負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 4 健全な財政運営の原則
新市において健全な財政運営に努める。
- 5 行政改革推進の原則
行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- 6 適正規模準拠の原則
自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

協議第6号

合併協定項目(案)及び小委員会への付託について

合併協定項目(案)を別紙のとおり定めるとともに小委員会へ協議を付託するものとする。

平成15年8月8日提出

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
会 長 谷 一 夫

合併協定項目(案)及び小委員会への付託

		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				

新市建設計画策定の基本的な考え方(案)

1 新市建設計画策定方針

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき作成する市町村計画（新市建設計画）については、次のような考え方により臨むものとします。

（１）計画の趣旨

本計画は、一宮市、尾西市及び木曾川町（以下「関係市町」という。）の合併により新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画（以下「計画」という。）を策定し、その実現を図ることにより関係市町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

（２）計画の内容

計画の対象となる地域

関係市町の地域とします。

計画の期間

計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね 10 年の期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるに当たっては、15 年～20 年後の各種指標を踏まえ長期的視野に立つこととします。

計画の構成

計画は新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、また、これを実現するための新市の根幹となる事業を取りまとめた「施策・主要事業」、「県事業」、「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

（３）基本方針

地域の共通課題に、一体的に取り組むとともに、地域の一体性をより強めることを新市のまちづくりの基本方針とします。その際、地域の伝統・文化を損なわれることのないよう配慮します。

（４）施策、主要事業

計画策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・ 関係市町の総合計画を踏まえつつ、新市の一体的発展に資する事業を中心に登載する。
- ・ 新市全体の均衡ある発展と公平な負担の原則に立ち、地域間格差を生じないように努める。

- ・ 住民サービス及び住民福祉の向上に努め、住民の意向を反映したハード・ソフト両面の整備の推進を図る。
- ・ 合併特例債については、新市の財政運営に支障をきたさないよう中長期の財政計画も踏まえながら、必要最低限の起債額とする。

(5) 県事業

県との協議・調整を十分に行いつつ、広域的な事業を中心に、県事業の積極的な実施を要請します。

(6) 公共的施設の統合整備

地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう配慮しつつ合併効果が十分発揮できるよう適正配置に努めます。

(7) 財政計画

財政計画の策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・ 長期的に健全な財政運営が可能な計画とする。
- ・ 人口の将来見込みや新市のまちづくりを踏まえた計画とする。
- ・ 地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積らない。特に国における「三位一体の改革」の検討状況を十分に踏まえたものとする。
- ・ 地方分権への対応及び行政の効率化等を図るため、計画期間中に事務事業の見直しを積極的に進める。特に、定数削減、組織体制の効率化を重点的に進め、財政運営の効率化を図る。

2 新市建設計画の構成

目次	内容
(1) 序論	
合併の必要性	2市1町の歴史的経過、生活圏・経済圏・文化圏の一体化、住民ニーズの高度化、地方分権の進展、少子高齢化社会の進行などの社会経済情勢や時代の潮流から合併の必要性を記述します。
計画策定の方針	建設計画の趣旨、構成、期間などから策定の方針を示します。
(2) 合併関係市町村の概況	
位置と地勢	新市の地理的状況、平均気温や降水量など気候の特徴、面積、東西と南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合など示します。
歴史・沿革	合併の歴史を含め、2市1町の成り立ちや沿革を示します
人口・世帯	国勢調査における人口、世帯数、年齢階層別人口の推移を示します。
産業	2市1町の産業構造を示します。
(3) 主要指標の見通し	
人口	総人口、階層別人口についての推計人口を明示しますが、少子高齢化社会の進行、総人口の減少などの状況は、当然当地域においても同様に現れてくるものと思われます。
世帯	総世帯数、一世帯当たりの人員についての推計値を示します。
(4) 新市建設の基本方針	
新市の基本理念 新市の将来像 新市の基本方針	新市の基本理念、将来像、基本方針を記述します。
(5) 新市の施策	
保健・医療、福祉の充実 生活環境の整備 産業の振興 教育・文化の振興 都市基盤の整備 住民参加・コミュニティの推進 行財政の効率化	「新市の将来像」を実現するため、「新市建設の基本方針」に基づいて、新市の総合的かつ計画的な整備を進めるため、新市の根幹となる事業を体系ごとに記述します。
(6) 県事業の推進	新市建設の根幹となる事業のうち、県が主体となって実施する県道、河川及び県が管理する施設の保全、改修、改良などを記述します。
(7) 公共的施設の適正配置と整備	合併後の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、地域の特殊性やバランス、財政事情等に配慮しながら学校、幼稚園、保育所、旧役所・役場などの公共的施設の統合整備について記述します。
(8) 財政計画	
歳入 歳出	財政計画は、普通会計ベースで新市の合併後概ね10年の期間の財政運営の指針として、歳入、歳出ごとに現況及び過去の実績等を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果、住民負担の軽減やサービス水準の向上等を反映します。

【参考】先進事例等における新市建設計画の構成

「合併協議会の運営の手引」の例示	西東京市
<p>(1) 序論 合併の必要性 計画策定の方針</p> <p>(2) 合併関係市町村の概況 位置と地勢 気候 面積 人口・世帯</p> <p>(3) 主要指標の見通し 人口 世帯</p> <p>(4) 新市町村建設の基本方針 新市町村の将来像 新市町村の基本方針 土地利用等 地域別整備の方針</p> <p>(5) 新市町村の施策 自然環境の保全と活用 都市基盤の整備 生活環境の整備 保健・医療と福祉の充実 教育・文化の充実 産業の振興 連携・交流の促進 開かれたまちづくりの推進 行財政効率化</p> <p>(6) 新市町村における都道府県の推進</p> <p>(7) 公共的施設の適正配置と整備</p> <p>(8) 財政計画 歳入 歳出</p>	<p>I 序 論 1 合併の必要性 2 計画策定の方針</p> <p>II 市の概況 1 位置と地勢 2 気候 3 面積 4 人口</p> <p>III 主要指標の見通し 1 人口 2 世帯</p> <p>IV 新市建設の基本方針 1 新市建設の基本理念 2 新市の将来像 3 将来像を実現するための基本的な考え方</p> <p>V 新市の施策 1 地域の中で支えあう福祉のまち 2 環境にやさしく美しいまち 3 若者を育てるまち 4 安全で快適なまち 5 さまざまな産業が育つまち 6 市民が参加する活力あるまち</p> <p>VI 新市における東京都事業の推進 1 東京都の役割 2 新市における東京都事業</p> <p>VII 公共施設の統合整備</p> <p>VIII 財政計画 1 前提条件 2 歳 入 3 歳 出</p>

田原市	新発田市
<p>序章</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併の必要性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自治体規模の拡大と市制施行 (2) 圏域全体の発展に向けて 2 計画策定の方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の性格 (2) 計画策定の留意点 (3) 計画の期間 (4) 総合計画との関係 (5) 計画の構成 <p>第1章新市の概況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要指標 2 概況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 位置・地勢・面積 (2) 自然 (3) 歴史 (4) 産業 3 人口動態の見通し <ol style="list-style-type: none"> (1) 人口 (2) 世帯数 (3) 就業人口 4 地域の課題 <p>第2章基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市の将来像 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市建設計画の将来都市像 (2) 新市の将来目標 2 施策の体系 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の主要施策(ガーデンシティプロジェクト) (2) 新市の戦略ビジョン (3) 地域経営(シティマネジメント) <p>第3章土地利用の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市道路ネットワークの整備 2 地区拠点の整備 3 特徴的ゾーンの整備 <p>第4章新市の施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市の主要施策(ガーデンシティプロジェクト) <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域の個性を活かした基盤整備の推進 (3) 安心できる生活環境・地域福祉の推進 (3) 地域環境の保全と資源利用の推進 (4) 市民参加と協働型自治の推進 (5) 地域を担う人材育成、教育文化の振興 (6) 産業活力の創出 (7) 広域連携による地域整備の推進 2 新市の戦略プロジェクト <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民自治構想(ホームタウン構想) (2) 安全安心構想(セーフティシティ構想) (3) 環境共生構想(エコロジーシティ構想) (4) 資源活用構想(ミュージアムシティ構想) (5) 雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想) 3 地域経営(シティマネジメント) <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政施策の立案・展開 (2) 行政運営の適正化・高度化 (3) アウトソーシングの拡大による行政機能の減量・効率化 <p>第5章新市における愛知県事業の推進</p> <p>第6章公共施設の統合整備</p> <p>第7章財政計画</p>	<p>序論</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併の必要性と効果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 合併の必要性 (2) 合併による効果 2 計画策定の方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画の趣旨 (2) 計画の構成 (3) 計画の期間 <p>新市の概況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 位置と地勢 2 気候 3 面積 4 人口と世帯数 <p>新市建設の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市の基本方針 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 (2) 都市づくりの方向 (3) 豊浦地域の役割 (4) 地域別の整備方針 <p>新市の施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり 2 産業と観光を活かした交流の都市づくり 3 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり 4 計画推進のために <p>新市における県事業の推進</p> <p>公共施設の適正配置と整備</p> <p>財政計画</p>

新市建設計画策定スケジュール(案)

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	新市建設計画作成等小委員会															
		未 定														

新市建設計画策定	国															
	県															
	住民説明会・アンケート															
	シンポジウム															
	合併協議会															
	新市建設計画作成等小委員会															
		県と事前協議 → 県と正式協議 → 正式送付														

重要基本項目	合併協議会															
	新市建設計画作成等小委員会															
	合併の方式															
	合併の期日															
	新市の名称															
	事務所の位置															
	財産の取扱い															
地域審議会の取扱い																

協定項目(案) 参考資料

市町村の合併の手続について

市町村の合併の一般的な手続は、おおむね次のようになっています。

合併協議会の設置 (合併特例法第3条第1項)

合併しようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、合併協議会を設置し、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行います。

関係市町村による申請 (地方自治法第7条第1項、第5項)

合併しようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、知事に申請を行います。

知事による決定 (地方自治法第7条第1項、第2項)

知事は、関係市町村による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を定めま

す。

市が関係する合併の場合や、合併により市が新たに置かれることになるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。

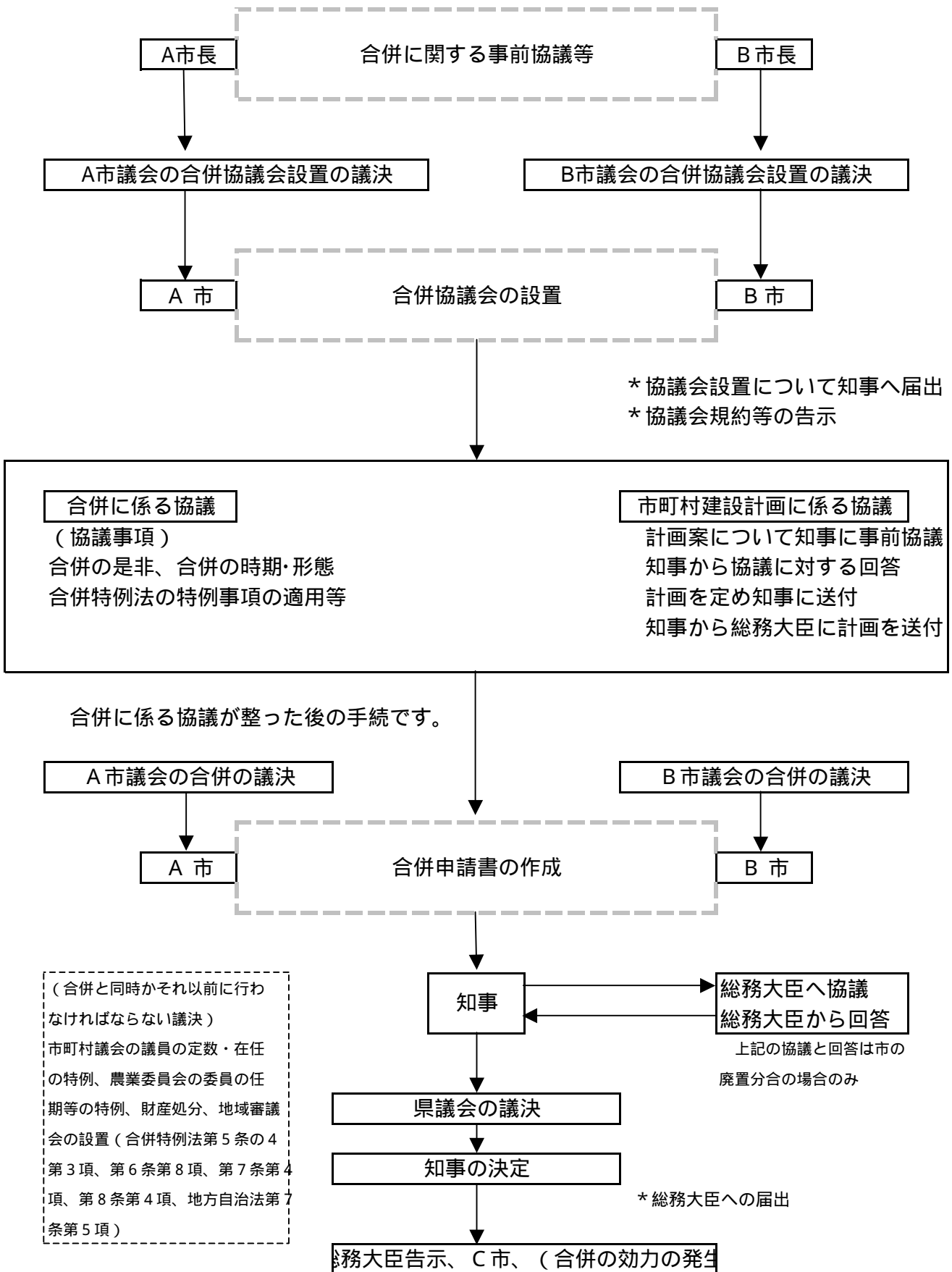
総務大臣への届出及び告示等 (地方自治法第7条第1項、第6項、第7項)

知事は、市町村合併を定めたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。

総務大臣は、この届出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知します。

なお、市町村の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じます。

市町村合併の手続の概要



合併協議会における協議事項について

合併協議会は、市町村建設計画の作成のほか、合併の方式、合併の期日をはじめ、合併協定書に関する下記の項目等の協議を行う必要があります。

合併協定項目 1（基本的協議事項）	合併協定項目 2（合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項）
1 合併の方式 2 合併の期日 3 新市の名称 4 新市の事務所の位置 5 財産の取扱い	6 地域審議会の取扱い 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い 8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 9 地方税の取扱い 10 一般職の職員の身分の取扱い
合併協定項目 3（その他必要な協議事項）	
11 特別職の身分の取扱い 12 条例、規則等の取扱い 13 事務組織及び機構の取扱い 14 一部事務組合等の取扱い 15 使用料、手数料等の取扱い 16 公共的団体等の取扱い 17 補助金、交付金等の取扱い	18 町名・字名の取扱い 19 慣行の取扱い（市章、市の花・木・鳥等） 20 国民健康保険事業の取扱い 21 介護保険事業の取扱い 22 消防団の取扱い 23 各種事務の取扱い 24 その他必要と認められる事項
新市建設計画	25 新市建設計画に係る事項

1 合併協定項目参考資料

(1) 合併の方式

合併の方式は、「新設合併」と「編入合併」の二つの方式があり、どちらの方式によるかを協議します。

「新設合併」は、合併特例法第2条第1項でいう「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置く」ケースで、A町とB町を廃してその区域をもってC市を設置するような場合が該当し、合併前の市町村の法人格の消滅と、新たに置かれる市町村の法人格の発生が伴います。

「編入合併」は、合併特例法第2条第1項でいう「市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入する」ケースで、D町を廃し、その区域をE市に編入する場合はこれに該当します。編入合併の場合には、編入する市町村の法人格は、合併によって何ら影響を受けず、その区域の全部又は一部が編入される市町村は、多くはその法人格が消滅します。

どちらの方法をとるかにより、合併に係る事務手続も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や状況、合併に向けての経過等を踏まえつつ、優先して検討される事項です。

(2) 合併の期日

市町村の合併に係る協議を始めてから、総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、市町村建設計画の作成や、その他市町村の合併に関する様々な協議事項の決定、合併関係市町村の住民の間における合意形成、あるいは合併関係市町村の議会や県議会の議決など、かなりの時間を必要とします。

また、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併関係市町村から合併市町村への事務事業の移行や引継ぎ等に支障のない時期を選ぶという配慮も必要となるため、合併の時期については、ある程度の余裕を持って慎重に選定しなければなりません。

なお、合併期日が平成17年4月1日以降になる場合は合併特例法は適用されません。

【合併の期日について】

* 合併の期日とは、合併協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国の所要の手続きを経た後に、定められた日をもって合併する日が合併の期日となります。

先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺えます。

(3) 新市の名称

新設合併の場合には、合併市町村の名称を決める必要があります。

編入合併の場合には、編入する市町村の名称とすることが多いのですが、新たに定めることもできます。

(4) 新市の事務所（市役所）の位置

新設合併の場合は、条例で新たに事務所の位置を定めます(地方自治法第 4 条第 1 項)。

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければなりません(地方自治法第 4 条第 2 項)。

(5) 財産の取扱い

市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます(地方自治法第 7 条第 4 項)。

原則的には、合併関係市町村が持っていた財産(土地、建物、債権、債務など) は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになります。

財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。(地方自治法第 7 条第 5 項)

なお、市町村の財産には、次のようなものがあります。

公有財産
・不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券等
物品
債権
基金

(6) 地域審議会の取扱い(合併特例法第 5 条の 4)

合併関係市町村は、地域審議会を設置するかどうか、設置する場合、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議して定めます。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(7) 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い (合併特例法第 6 条、第 7 条)

合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(8) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (合併特例法第 8 条、農業委員会等に関する法律第 3 4 条)

農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が認められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(9) 地方税の取扱い (合併特例法第 1 0 条)

次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、その税目や実施時期等について協議します。

ア、合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合

イ、合併市町村が合併関係市町村から継承した財産の価格又は負債の額について、合併関係市町村の間において著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなると認められる場合

(1 0) 一般職の職員の身分に関する取扱い (合併特例法第 9 条)

市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員 (合併関係市町村職員) は、当該市町村の法人格が消滅してしまうため、法律的には失職してしまうこととなります。このような不合理を避けるため、合併特例法においては、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています (法第 9 条)。その際には、次のような協議が必要になります。

ア、新設合併の場合

合併前後において、職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、不均衡を生じないように協議します。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の職員について、編入する市町村の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、均衡を図るように協議します。

職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として任命行為を行う必要があります。編入した市町村長又は新設合併における合併市町村長の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

(1 1) 特別職の身分の取扱い

合併関係市町村の長、助役、収入役、行政委員会等の委員など特別職の職員の身分については、次のようになります。

ア、新設合併の場合

特別職の職員については、全員失職し、合併市町村において新たに選任（選挙）されません。

イ、編入合併の場合

編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職します。

(1 2) 条例、規則等の取扱い

合併関係市町村の条例、規則等の取扱い及び合併市町村の条例、規則等の取扱いは、次のようになります。

ア、新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則等は、失効します。

この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができます。（地方自治法施行令第3条）

また、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできます。

したがって、合併後に、どの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例、規則等を新たに制定施行するのか、協議する必要があります。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されることとなります。

ただし、あらかじめ合併協議会の場で地方税の不均一課税の取扱い等について協議していた場合には、編入する市町村の条例、規則等についても、一部改正を行う必要が生じることがあります。

(13) 事務組織及び機構の取扱い

組織及び機構は、次のように取り扱うこととなります。

ア、新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織、機構も消滅することとなります。

合併市町村の組織、機構については、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。

イ、編入合併の場合

編入される市町村の組織、機構は消滅し、編入する市町村がその事務を引き継ぐこととなるため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要があります。

また、支所又は出張所を設ける場合には、条例でその位置、名称及び所管区域を定めなければなりません(地方自治法第155条第2項)、合併関係市町村間であらかじめ協議し、所要の手続を進める必要があります。

【組織及び機構の設置根拠法令等】

組織及び機構	設置根拠法令等
議会の事務局等	地方自治法第138条
市町村長の事務部局	地方自治法第158条第7項に基づく条例
出納員等	地方自治法第171条第1項
選挙管理委員会の書記等	地方自治法第191条第1項
監査委員の事務局等	地方自治法第200条に基づく条例
人事委員会又は公平委員会の事務局等	地方公務員法第12条
教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条及びこれに基づく規則

(1 4) 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第 2 8 4 条）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。

(1 5) 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これらの協議・調整は住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

(1 6) 公共的団体等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第 1 6 条第 8 項）、その取扱いについて協議します。

(1 7) 補助金、交付金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をします。

(1 8) 町名・字名の取扱い

市町村の区域内の町・字の区域の設定若しくは廃止又は町・字の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出すことが必要です。（地方自治法第 2 6 0 条第 1 項）

合併の際に、これを行おうとする場合は、あらかじめ協議しておきます。

なお、町又は字の名称については、合併市町村内において重複がないように配慮する必要があります。

(1 9) 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱いを協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要があります。

(2 0) 国民健康保険事業の取扱い

市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにします。

なお、国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第 1 0 条による不均一課税をとることができ、保険料制度の場合にも、同様の措置をとることが可能です。

(2 1) 介護保険事業の取扱い

介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る必要があります。

(2 2) 消防団の取扱い

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行います。

(2 3) 各種事務事業の取扱い

上記の項目のほか、保健衛生、福祉、教育文化、産業振興、電算システム事業の取扱いなど行政のあらゆる分野における事務事業の取扱いについて、合併市町村の間で調整が必要となります。

これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものですから、その取扱いについては、急激な変化を与えることのないように十分に留意するとともに、できるだけ早く合併市町村の一体性を確保していくことができるように必要な調整を行って行かなければなりません。

(2 4) その他

合併後の経済社会情勢の変化等により、協定項目の内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとするのが適当です。

(2 5) 新市建設計画に係る事項について

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

また、市町村建設計画を基礎として、様々な財政措置が講じられることとなっています。

市町村建設計画の内容（合併特例法第5条）

市町村建設計画の具体的な内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法には、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

ア、合併市町村の建設の基本方針（合併特例法第5条第1項第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等について、編入合併の場合には、編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付け等について定めます。

イ、合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項（合併特例法第5条第1項第2号）

合併市町村の建設方針を実現するための事業について大綱を定めるものであり、平成7年の合併特例法の改正により、合併市町村が実施する事業のみならず、合併市町村を包括する都道府県（関係都道府県）が実施する事業についても市町村建設計画の中に定められることとされ、関係都道府県が実施する事業の位置付けが明確にされました。

合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立てに要する経費については財政措置が講じられることから、市町村建設計画の中では、合併市町村の建設の根幹となる個々の事業について明確にしておくことが必要となります。

ウ、公的施設の統合整備に関する事項（合併特例法第5条第1項第3号）

支所、出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。公共施設は特に住民生活と関わりが深いものですから、統合整備による住民生活への影響にも十分配慮するとともに地域の特性や地域間のバランス、あるいは合併市町村の財政事情等も配慮した上で、検討することが求められます。

エ、合併市町村の財政計画（合併特例法第5条第1項第4号）

合併後概ね5～10年程度の期間について定めます。

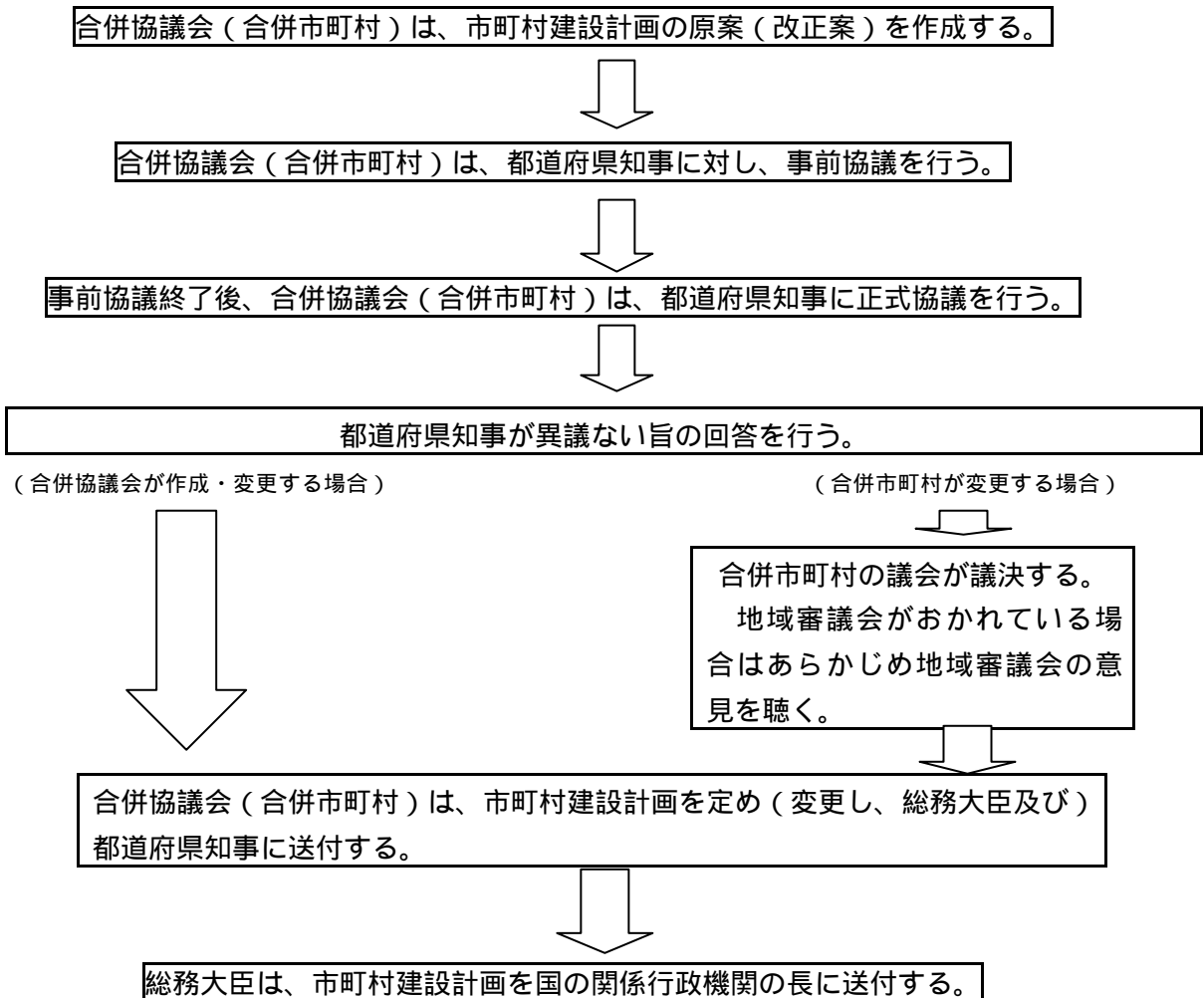
市町村建設計画の対象事業

市町村建設計画に基づいて行う事業には、地方債（合併特例債）を活用することができます（合併特例法第11条の2）。この起債は、合併後10か年度、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充てられるもので、充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置することとされています。

市町村建設計画作成の手順（合併特例法第5条第3項～第9項）

市町村建設計画の作成・変更手続は、合併特例法第5条第3項～第9項で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、変更は、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が行うこととされています。

手続の概要は、次のとおりです。



(参 考) 新 設 合 併 と 編 入 合 併 の 比 較

	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村の区域の全部又は一をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの定義
法人格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることができる。
事務所の位置	新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村長の長	消滅する合併関係市町村の長は、失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙においては、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、最長2年間在任する。
農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置く場合)	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員はすべて失職する。
	特例	編入される(消滅する)市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の在任期間在任できる。
特別職の職員	合併関係市町村の職員は、全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則	合併関係市町村の条例・規則は、すべて失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみがかかわり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は、被選挙権を失うこととなる場合は、失職する。

2) 農業委員会の委員は、その他に合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

合併までのスケジュール

区 分	合併準備期間			合併協議第 期						合併協議第 期						合併準備期（6か月）										
	平成15年度												平成16年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
法定協議会 (任意協議会)	任意協議会		法定協議会設置の議決	法定協議会設置						新財政計画案の協議 新市建設計画案						新市建設計画の決定	合併協定書の調印	議会・合併議決			合併協議会廃止の議決			新市誕生		
事務局の事業内容	協議会立ち上げ準備 (立案、規約等議決等) 予算案作成、組織作成 スケジュール準備		規約の告示・県知事への届出												新市建設計画の県事前協議	新市建設計画の県正式協議	新市建設計画を県知事送付	事務事業の調整まとめ		知事に合併申請書提出	知事が総務大臣に協議	総務大臣の同意	県議会での合意議決	新例規集の取りまとめ	閉市町式・閉庁式	総務大臣の合併告示
住民アンケート									●	●																
新市建設計画案策定					●				●	●																
新市建設計画策定									●								●									
事務事業の一元化		●	調整方針取りまとめ					●	事務事業のすり合わせ、調整及び一元化						●											
例規の整備								●														●				
住民説明会									●	●																
合併協議会だより等の作成					●																			●		
シンポジウム開催								●																		

70

合併協議会スケジュール(案)

	15年8月			9月			10月			11月			12月			16年1月			2月			3月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
合併協議会	8日					30日			28日							25日			← 定								
新市建設画作成等 小委員会			22日			25日	8日		21日			28日			22日	← 守 未定											
新市建設画	← 骨子の検討・作成 (全体目次・原案)						← 文章化 = 素案の作成						← 計画案の作成														
							→ シンポジウム資料として活用						→ 概要版を住民説明会資料として活用														
合併の方式	←————→																										
合併の期日	←————→																										
新市の名称	←————→																										
事務所の位置	←————→																										
財産の取扱い	←————→																										
地域審議会の取扱い	←————→																										
総務文教小委員会						24日			22日			26日			19日	← 守 未定											
付託協定項目	←————→																										
厚生小委員会						19日			20日			25日			18日	← 守 未定											
付託協定項目	←————→																										
経済環境小委員会						18日			17日			21日			10日	← 守 未定											
付託協定項目	←————→																										
建設小委員会						18日			15日			19日			18日	← 守 未定											
付託協定項目	←————→																										

合併協議会スケジュール(案)

	4月			5月			6月			7月			8月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	未														

新市建設画作成等 小委員会	未														
新市建設計画															
合併の方式															
合併の期日															
新市の名称															
事務所の位置															
財産の取扱い															
地域審議会の取扱い															
総務文教小委員会	未														
付託協定項目															
厚生小委員会	未														
付託協定項目															
経済環境小委員会	未														
付託協定項目															
建設小委員会	未														
付託協定項目															

合併協議会・各小委員会・幹事会開催予定日（案）

開催時間が未記入の場合は14：00より開催とする。

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教 小委員会	厚生小委員会	経済環境 小委員会	建設小委員会	幹事会
8月	8月8日 16:00～ 一宮FDC	8月22日 9:30～					8月4日
9月	9月30日	9月25日	9月24日 15:00～	9月19日 15:00～	9月18日 15:00～	9月18日 9:30～	9月12日 18:30～
10月	10月28日 9:30～	第1回 10月8日 16:00～ 第2回 10月21日 9:30～	10月24日	10月20日	10月17日	10月15日	第1回 10月1日 9:30～ 第2回 10月14日 14:00～
11月		11月28日 9:30～	11月26日	11月25日	11月21日	11月19日	11月13日 9:30～
12月	12月25日	12月22日 15:00～	12月19日 15:00～	12月18日 15:00～	12月10日 15:00～	12月18日 9:30～	12月3日

第 1 回 協 議 会 配 席 表

平成 1 5 年 8 月 8 日 (金) 午後 4 時 ~
F D C 1 階 展 示 ホール

